# 生徒会会則

第1章 名 称

第 1条 本会は大府中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第 2条 本会は自律的精神に基づく活動を通じ学校並びに地域社会と協力して、会員の資質を向上し併せてその福祉を増進するとともに、生徒が進んで学校行事に参加するよう努力することをもって目的とする。

第3章 会 員

第 3条 本会会員は大府中学校生徒とする。

第4章 役 員

- 第 4条 本会の役員は会長1名,副会長2名,書記会計3名とする。
- 第 5条 役員は会長候補,副会長候補,書記会計候補として全会員の参加し得る直接投票により決定する。
- 第 6条 役員の任期は前期(4月~10月初旬)後期(10月初旬~3月)とする。選挙は役員の 任期が終る日の前,30日以内に行う。
- 第7条 会長は生徒会を代表し、執行委員会の長として予算案及びその他の議案を議会に提出するとともに議会で決定した事項の実施にあたる。
- 第8条 会長がその資格を失った時は副会長が会長となる。会長は副会長の互選で決定する。
- 第 9条 全会員の3分の1以上の要求がある場合は三週間以内に役員の選挙をしなければならない。

第5章 総 会

- 第 10条 総会は全会員によって構成し本会の最高決議機関である。
- 第 11 条 議会が必要と認めた時及び会員の4分の1以上の要求のある時は,会長は総会を 開かねばならない。

第6章 議 会

- 第 12 条 議会は本会の目的を達成するに必要な規則を決定することが出来る。
- 第 13 条 議会は各学級より選出された議員でこれを組織する。議員の任期は役員の任期に 準ずる。
- 第 14条 執行委員会は臨時会の召集を決定することが出来る。総議員の4分の1以上の要

求があれば執行委員会は直ちに臨時会を召集しなければならない。

- 第 15 条 議会は総議員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事はこの会則で定める場合を除いて出席議員の過半数でこれを決し,可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第16条 議会は議長その他の委員を選任する。
- 第 17条 議員を除名するには出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

## 第7章 財 政

- 第 18 条 本会の運営に必要な経費は議会の承認を得て全会員よりこれを徴収する。
- 第 19条 本会の財政を処理する権限は議会の決定に基づいてこれを行使しなければならない。
- 第 20 条 執行委員会は毎会計年度の予算を作成し、議会に提出してその審議を受け議決を 経なければならない。会計年度は毎年4月1日より翌年3月 31 日までとする。

## 第8章 委員会

第 21条 本会目的達成を円滑にするため議会に常任委員会を置く。常任委員会の種類,構成及び任務については規則でこれを定める。

また,議会は,必要があれば特別委員会を設置することができる。なお,この委員 は適時公募して構成する。

### 第9章 顧 問

第22条 本会には顧問職員を置く。顧問職員は本会の活動に対して助言勧告を行う。

## 第10章 最高決定権

第 23条 学校長は生徒会のいかなる問題に対しても最高決定権を保有する。

#### 第11章 改 正

第 24 条 本会則の改正は、総議員の3分の2以上の賛成で議会がこれを承認し、総会に提案してその過半数の賛成を必要とする。